

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第4回 総会議事録

期日 令和 5年 7月10日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第4回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎
2. 開会期日 令和 5年 7月10日 (月) 午後 5時00分
3. 閉会日時 令和 5年 7月10日 (月) 午後 5時40分

4. 出席委員

2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	10番 松本 一弥 君	11番 柏崎 幸子 君
12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君	14番 上久保 辰視 君
15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君	17番 成田 健義 君
18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君	

5. 欠席委員
1番 日ヶ久保 浩幸 君、9番 佐々木 明博 君

6. 会議に付した事件
 - (1) 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
 - (2) 報告第10号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - (3) 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - (4) 議案第18号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (5) 議案第19号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
 - (6) 議案第20号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
 - (7) 議案第21号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
 - (8) 議案第22号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画（再配分）の決定について

7. 会議録署名委員
5番 沼舘 廣志 君、6番 久慈 弘子 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの
おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大

9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後5時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただ今から令和5年度第4回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は、19名中 17名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。</p> <p>なお、9番 佐々木 委員については、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。また、1番の日ヶ久保 委員は、今、向かってくるんじゃないかと予想はしておりますので、一応連絡はまだないということで、ご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、5番 沼舘 廣志 委員、6番 久慈 弘子 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の川口次長を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第9号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第9号について説明します。 議案書の1-1と1-2ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。 (質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>特にないようですので、報告第9号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第10号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。 それでは、報告第10号について説明します。 議案書の2ページと、資料1、2をご覧ください。 照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。 以上で説明を終わります。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい。5番、沼館です。</p> <p>1番なんですけども、下明堂 [REDACTED]。これ1年くらい前にですね、競売にかかってですね、買ったと思うんですけども。この時に、農地法第3条で買っていると思うんですけども。農地法第3条というのは、農地の耕作目的での権利移動ということだと思っんですけども。この時に農業委員会でですね、一応、買受適格証明書というのを発行していると思うんですよ。その時にですね、ここを買う人がですね、農地経営を拡大するためにこの土地を買うんだということで、処理が終わっているはずなんですよ。</p> <p>その時、私がまあ質問したときにですね。まあ余計なお世話ですけども、ここは住宅地の真ん中でですね、本当にここ農地やるんですかと聞いた覚えがあるんですけども。</p> <p>で、今になってですね、農地じゃなく非農地ということで、これどういうことなんですかね。これ、最初からわかっていましたよね。農地で使うと、それであるのに対して、今ここで非農地というのは、ちょっと納得できないんですけども。</p> <p>とにかく買う人が嘘ついて証明書をもらったということですか。農地を拡大するために、ここの土地を買うことで。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、状況をお答えします。</p> <p>ここはですね、当初、競売にかける国税局の方が、農地として売買をしたいということで競売物件としてあげていました。ですか</p>

ら、農業をやっている方じゃないと、ここの農地を買えないというふうなことで、■■■さんは農業を実際やられている方なので、農地としてまあ一応それを購入したと。

ただ実際、現地を見ると、もう周りも住宅地。で、元々宅地があった場所で、まあ農地として本当はふさわしくない場所だったんだけども。まあ国税局の方の競売は、農地としての売買だったということで、■■■さんの適格証明を今回、出したと。

で、まあ実際、農地として使うことができないよというふうなことになりました、再度現地を見て確認したところ、下水道の柵も入っておりますし、周りも宅地化されているというふうなことで、今回、畑でなくて宅地として使いたいというふうなことが法務局にあがってきたものですから、それを見て、じゃあ非農地というような判断をしましょうというふうなことで今回、現地調査をしたところでありました。

以上です。

5 番
(沼館委員)

元々、農地法第3条じゃなくて、第4条5条でやるってことはできなかったんですか。だって、国税局の何か書類をみて、農地じゃない、農地としてのあれじゃないということですか。

事務局
(西館事務局長)

当初から、宅地として売買すればよかったと思うんですけども。国税局さんの方があくまで農地として売買という判断で競売にしていたということなので。それはうちの方で、いやそこは農地じゃないよというふうなところまでは、ちょっと踏み込んで、お話しできなかったということになります。

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>国税局にですね、ここは農地として一切使えません、もう住宅地の真ん中で、今、農業経営を拡大するために欲しいんだよという言い方とですね、なんかおかしいんじゃないですか、考え方。</p> <p>だからそこで国税局にですね、ここ農地として使えませんよ、宅地としてどうですかということをお話しても良かったんじゃないですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>例えば、一般的な事務についてでしたら、行政機関同士でそういったやり取りも有り得ると思うんですけども。</p> <p>ただ国税庁が、仙台の管轄でもう公示しているもので。公示の中で、買受適格証明を添付条件ということで公示されていまして、それに従って手続き、入札に参加するという形になりました。言うなれば、もう事務の進め先が完全に決められて、こうなさい、こうしなければ駄目だっていうのがありましたので。</p> <p>結局、落札者が誰であろうが、結局こういったことになったんじゃないか、と感じるところです。一応は適格証明を出させていただいて、耕作も試みるという前提でやっていて、最終的にまあちょっと耕作できないという結果になったものとして、処理させていただきました。</p>
<p>議長</p>	<p>いいですか。</p>
<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>はい。非農地ということは、この人は今度、宅地として登記することができるということですか。農地じゃないんですから。</p>

事務局 (西館事務局長)	そうです。はい。
5 番 (沼館委員)	ということは、今度、宅地として登記して、家建てることができるということですね。農地じゃなくて。
事務局 (西館事務局長)	はい。そうです。
議長	よろしいですか。いいですか。
5 番 (沼館委員)	はい。
議長	あと、ございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	はい。ないようですので、報告第10号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。 議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局	はい、議長。事務局長。

(西館事務局長)

それでは、議案第17号について説明します。

議案書の3-1と3-2ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案6件であり、所有権移転が6件です。

番号1は、親族間贈与による所有権移転です。

資料3をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 阿光坊[REDACTED]、地目は畑、面積は582平方メートルとなっております。

番号2は、売買による所有権移転です。

資料4をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 瀬野[REDACTED]、登記地目は田、現況地目は畑、面積は1,227平方メートルとなっております。

番号3は、売買による所有権移転です。

資料5をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。

土地の所在は 二川目四丁目[REDACTED]、地目は畑、面積は1,449平方メートルとなっております。

番号4は、売買による所有権移転です。

資料6をご覧ください。

<p>議 長</p> <p>1 7 番</p>	<p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 一川目四丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は 3 3 0 平方メートルとなっております。</p> <p>番号 5 は、親族間贈与による所有権移転です。</p> <p>資料 7 と 8 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 土取 [REDACTED] 外 1 筆、地目は田、畑、面積は合計 3, 4 0 4 平方メートルとなっております。</p> <p>番号 6 は、親族間贈与による所有権移転です。</p> <p>資料 9 をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 瓢 [REDACTED]、地目は畑、面積は 7, 3 9 2 平方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p> <p>す。</p> <p>はい、1 7 番 成田です。</p>
-------------------------	---

<p>(成田委員)</p>	<p>2番なんだけども、所有権移転の。この金額、売買の金額、これ単位間違いないよね。確認してみて。…間違いない。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、間違いございません。契約のための書面もこの金額で作成されております。</p>
<p>5番 (沼館委員)</p>	<p>はい、5番 沼館です。 今、この2番なんですけども、これ農地法第3条ということですよ。3条ということは、耕作目的での権利移動ということだと思うんですけども。ここを見るとですね、この買った人がですね、1,227平方メートル。というのは、これ今、多分、この買ったのが、畑だと思うんですけども。本当にこの人はここにきて、農業やる、耕作するんですか。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、ではお答えします。 譲受人の■■■さんは、八戸市の石堂に住んでいるんですが、元々本町地区で■■■を経営していた人です。それで、実に様々な経緯がありまして、以前、20年以上前から、■■■から買いたいという話があって、それがちょっと仮登記の手続きに不備があるなどして、これまで売買契約の成立に至りませんでした。それがこの度、3条で許可を得て取得するという事となり、こちらから営農計画書の提出を求めたところ、とうもろこしを作付けして、生産量1,200キロの収穫を見越し、それをネット販売するという計画を提出されました。売買が終わった後、速やかにトラクターで耕起して、今年からは保全だけになるかとは思いますが、来年度からとうもろこしを</p>

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>作付けするという計画になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>これ、耕作するのはいいんですけども、これ何年耕作するのを求めているんですか。例えば1年やって、すぐ例えば宅地かなんかにしてですね、またこれ変えてくるとか、する可能性ありますよね。あそこ、なんでもちょうど■■■と■■■の真ん中ですから。ということは、これ2年後、3年後、5年後、10年後、それやるつもりなんですかね。それとも、もう最初から1年くらいやって、あとすぐ宅地かなんかにして店舗すると、そういうあれじゃないか、推測ですけど。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、私の方も推測にはなるんですけども、やはりその■■■とさんの間に、更地のように見えた形であのように農地が残っているわけですから、いずれは何かになってしまいそうに見えますし、何か話が来たら、貸そう、売ろうとかっていう考え方はあるかとは思いますが。一応、転用の条件としては3条許可で取得した場合、最低でも1年は作付けする。逆に言えば、1年でいいという解釈もする方もおられるとは思いますが。一応、通常私共で条件を示すとなると、まず1作はつけてください、しっかりちゃんとやってくださいという形でやっています。</p> <p>ですので、将来的に何かの形であの土地を使いたいという方が出てくるまでは、これから機械を揃えるか借りるかなどして、とうもろこしをやってくださるという計画を信じる形となります。</p>

<p>5 番 (沼館委員)</p>	<p>結構です。はい、わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>あと、ございませんか。</p>
<p>8 番 (袴田委員)</p>	<p>はい、8番。 1番なんですけども、親子間贈与になっております。譲受人が公務員、所謂サラリーマンであります。ちょっと知識不足で教えて欲しいんですけども、サラリーマンの方が、非農家の方が、農地を取得できるか、資格があるかどうか、そこを確認、聞きたいと思えます。</p>
<p>事務局 (川口事務局次長)</p>	<p>はい、職業にしますと、兼業農家という言い方に当たると思いますが。その方の主たる業務が、給与取得者であっても農地は取得できます。ただし、その方が現実に農業を営むというのが条件です。これまでは5,000平方メートルの下限面積要件というものがありませんでしたが、今年4月1日から撤廃となりました。結果として、この譲受人の■■■さんのように、今まで全然農地を持っていない人で今回取得しても5,000平方メートル未満な場合でも、取得した農地をしっかりと耕作して行って、ちゃんと営農しますよという計画を示せば、取得できる形になっております。 また、譲受人は譲渡人の子にあたりますが、譲渡人が現在所有している田についても、将来贈与又は相続で取得する予定にしているとのことで、将来は農業を引き継ぎたいという趣旨で営農計画書を提出していただいたところです。</p>

議 長	<p>以上です。</p> <p>ほかにありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>ほかになければ。質疑なしと認め、議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第17号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第18号「農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。本議案の中には、久保田 信一 委員が当事者となっている事案がございます。議案第18号 番号1は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、久保田 信一 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(久保田 信一 委員 退席)</p>
議 長	<p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第18号について説明します。</p>

	<p>議案書の4ページと資料10と11をご覧ください。</p> <p>申請人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、若葉三丁目 [REDACTED]、地目は畑、面積は1,884平方メートルです。用途、転用の事由は長屋住宅の建築となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>1 4 番 (上久保委員)</p>	<p>はい、14番 上久保です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。6月30日に 松林会長、袴田信男委員、私、西館事務局長、川口事務局次長の5人で調査を行いました。</p>
	<p>番号1の申請地は、申請人がアパート経営のため、自分の所有する農地にアパートと駐車場を設置します。汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は浸透枡を設置し、処理します。周辺農地との境界にはL型擁壁で囲むため、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、アパート賃貸事業のため、長屋住宅の建築と駐車場の整備を計画しました。申請地付近はショッピングセンターや病院などがあり、生活に便利な場所となっているため、自分が所有する本農地を選定しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第18号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第18号を原案どおり決定いたします。</p> <p>久保田 信一委員の入室を認めます。</p> <p>(久保田 信一 委員 入室)</p>

議 長	<p>久保田 信一 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>次に、議案第19号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第19号について説明します。</p> <p>議案書の5-1ページ番号1と資料12と13をご覧ください。</p> <p>番号1の譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、西前川原 [REDACTED]、地目は畑、面積は1,081平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備敷地となっております。</p> <p>次に議案書の番号2と資料14と15をご覧ください。</p> <p>番号2の譲渡人は [REDACTED]、譲受人は番号1と同様の法人です。</p> <p>土地の所在は、馳下り [REDACTED]、地目は畑、面積は989平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備敷地となっております。</p> <p>次に議案書の5-2、番号3と資料16と17をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] 外1名。</p>

<p>議 長</p> <p>1 4 番 (上久保委員)</p>	<p>土地の所在は、下前田 [REDACTED]、登記地目は田、現況地目は畑、面積は214平方メートルです。用途、転用の事由は自己住宅となっております。</p> <p>次に議案書の番号4と資料18と19をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、後田 [REDACTED] 外3筆、地目は畑、面積は合計1,337平方メートルです。用途、転用の事由は長屋住宅となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>それでは、調査の結果について説明します。</p> <p>番号1と2の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>番号3の申請地は、自己住宅を建築します。汚水は下水道で処理し、雨水は浸透枳を設置し、処理します。周辺農地との地盤高は同一であることから、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p>
-------------------------------------	---

<p>議 長</p> <p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>番号4の申請地は、アパートと駐車場を設置します。汚水は下水道で処理し、雨水は浸透枡を設置し、処理します。周辺農地との境界にはL型擁壁で囲むため、農地への影響はないと考えます。申請者代理人立ち会いのもと、概ね妥当と判断しました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1と番号2を合わせて説明いたします。</p> <p>番号1の農地区分は、役場からおおむね500メートル以内の区域であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>番号2の農地区分は、役場からおおむね300メートル以内の区域であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を経営しており、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。</p> <p>番号1については、申請地周辺で代替地も検討しましたが条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、代替土地がないに該当します。</p> <p>番号2については、第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>番号3の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種</p>
--------------------------------------	---

	<p>農地と判断しました。申請人は、自己住宅の新築を計画しました。住宅地として最適な当該申請地周辺にエリアを定め検討したところ、宅地化が進んでいる土地であり、交通アクセスも良い当該農地の申請に至ったものであります。第3種農地は、原則転用許可となります。</p> <p>番号4の農地区分は、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断しました。</p> <p>申請者は、アパート賃貸事業のため、長屋住宅の建築と駐車場の設置を計画しました。申請地付近はショッピングセンターや役場分庁舎があり、生活に便利な場所となっているため、本農地を選定しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、議案第19号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	
議 長	

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第19号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第20号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第20号について説明します。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和5年6月26日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。賃借権の設定が2件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は5筆で、合計面積は11,123平方メートル(約1.1ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第20号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第20号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第21号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。本議案の中には、名古屋 誠一 委員が当事者となっている事案がございます。議案第21号 番号6は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、名古屋 誠一 委員は退出をお願いいたします。</p> <p>(名古屋 誠一 委員 退席)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、まず、名古屋 誠一 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第21号 番号6について説明します。</p> <p>議案書7-3ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が1件となっております。これにより集積される農地は10筆で、合計面積は11,362平方メートル(約1.1ヘクタール)、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p> <p>質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、本事案を原案どおり決定いたします。名古屋誠一委員の入室を認めます。</p> <p>(名古屋 誠一 委員 入室)</p>
<p>議 長</p>	<p>名古屋 誠一 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。</p> <p>それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第21号残りの事案について説明します。</p> <p>議案書の7-1から7-7ページをご覧ください。</p> <p>使用貸借権の設定が9件、賃借権の設定が6件となっております。これにより集積される農地は53筆で、合計面積は76,043平方メートル(約7.6ヘクタール)、設定期間は5年から10年間となります。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第21号残りの事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第21号残りの事案を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第22号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利集積等促進計画再配分の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第22号について説明します。</p> <p>議案書の8-1と8-2ページをご覧ください。</p> <p>内容は、使用貸借権の設定が3件となっております。これにより集積される農地は3筆で、合計面積は15,752平方メートル(約1.5ヘクタール)、設定期間は令和8年から9年までとなっております。</p>

議 長	<p>ます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、議案第 2 2 号は原案どおり決定することにご異 議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第 2 2 号を原案どおり決定いたします 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第 4 回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後 5 時 4 0 分